



# こども家庭センター

## “すまいるステーション” について

令和6年12月16日 こども局こども未来課

## <趣旨・目的>

- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。**

### これまで

- 「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていた

### これから

- 両機能を組織として一体的に運営することにより、**母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図る**

## 地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務

1

- ・ 状況・実情の把握
- ・ 母子保健・児童福祉にかかる情報の提供
- ・ 相談等への対応、必要な連絡調整
- ・ 健診等の母子保健事業（任意） 等

## 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務

2

- ・ 相談、通告の受付等
- ・ 合同ケース会議の開催
- ・ サポートプランの策定、評価、更新等
- ・ サポートプランに基づく支援

## 地域における体制づくり

3

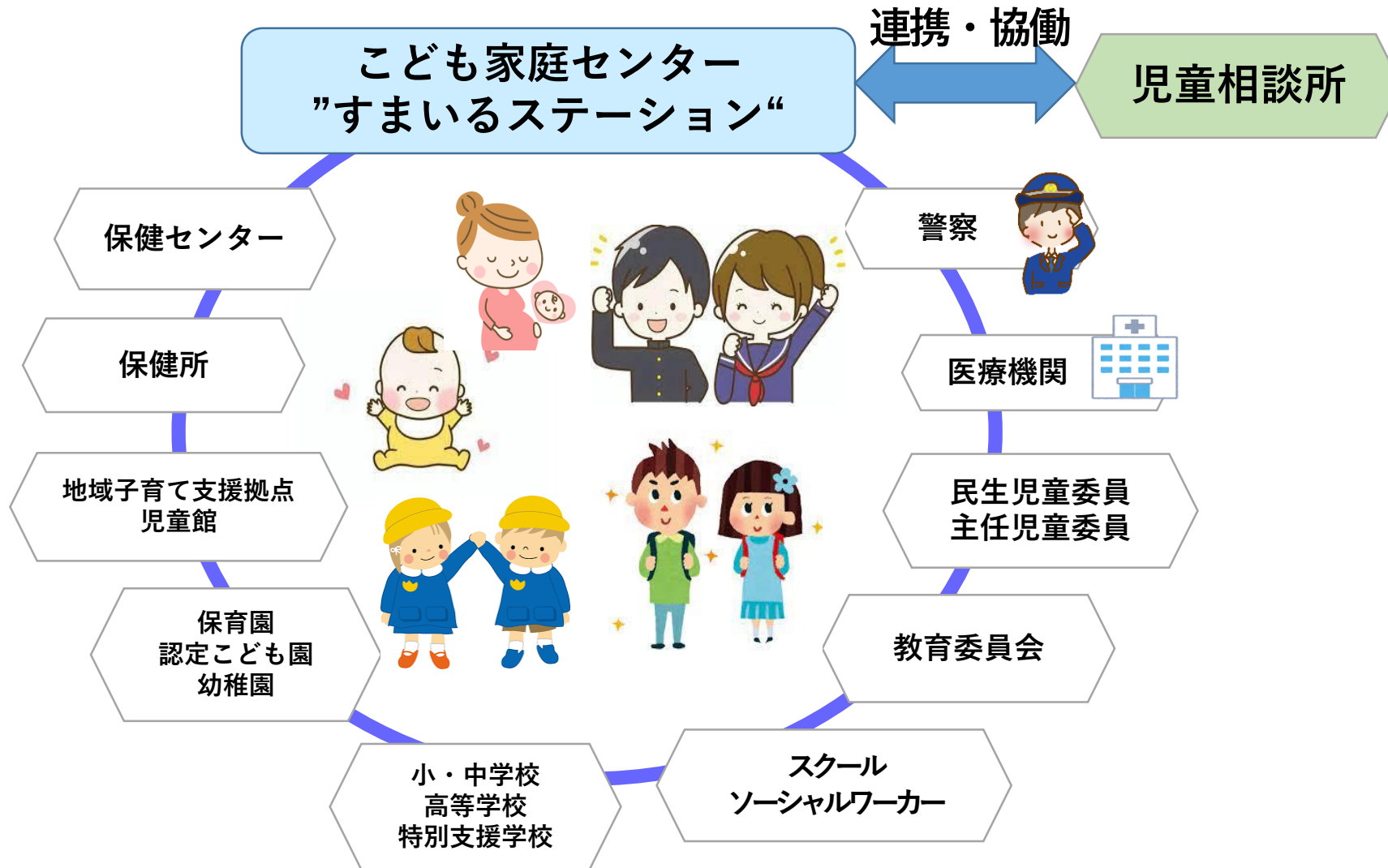
- ・ 地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握
- ・ 新たな担い手の発掘、地域資源の開拓
- ・ 関係機関間の連携強化：要保護児童対策協議会の調整機関としての業務  
：ヤングケアラー支援強化のための関係機関との連携

- ★妊娠期から概ね18歳までのこども・家庭のあらゆる相談・支援
- ★支援が必要な家庭に対するサポートプラン作成
- ★要保護児童対策地域協議会事務局（調整機関）
- ★地域資源との連携、新たな担い手の開拓・養成、地域子育て相談機関の整備
- ★関係機関との連携強化



妊娠期からこどもさんがおおむね18歳になるまで、まるっと相談受け付けています！

# 主な連携先



妊娠期～18歳ころ  
までの切れ目ない  
支援を行います。

こども家庭センター  
が中核となり、  
ネットワークの調整  
を行います。

# 組 織 図

**こども未来課内**  
**(児童福祉 + 母子保健) 機能**

センター長 (課長兼務)  
 副センター長・統括支援員 (保健師)  
 相談支援係長 (児童福祉施設経験者)  
 社会福祉士 2名  
 保育士 2名  
 看護師 1名  
 母子父子自立支援員 2名  
 子育て支援コーディネーター 1名

**保健センター内**  
**(母子保健機能)**

保健師 2名・看護師 1名

## こども局

### こども未来課

### こども保育課

給付係

認定係

こども家庭センター  
 すまいるステーション  
 (センター長)

統括支援員 (黒川)

相談支援係

兼務  
 保健センター  
 (寺尾、佐崎)  
 男女参画  
 (佐薙)

保健センター内  
 (妊婦対応)

近藤  
 大岡  
 松原

Jチーム  
 (上部)

岡部  
 須藤  
 野村

Kチーム  
 (川西・川東)

山中  
 大隅  
 鈴木

全域

真鍋 (幼・保)  
 芝田 (妊婦)  
 田野岡

こども政策係

子育て支援係  
 (給付)

	こども未来課内	保健センター内
主な対象者	こども・女性・家庭・ひとり親など	すべての妊産婦、乳幼児、保護者
主な相談内容	育児・しつけ・養育環境等の相談 虐待予防・早期発見 ヤングケアラー ひとり親 DV 里親・養子縁組 不登校・ひきこもり いじめ 非行 転入者	母子健康手帳の交付 妊娠期・出産前後のきめ細かな支援 赤ちゃん訪問や乳幼児健診等におけるあらゆる相談

- 認知度が低い
- 支援メニューの不足
- 連携体制の構築
- 相談しやすい空間づくり
- 相談室の確保
- 気軽に相談できる環境ではない
- 職員体制の充実（こどもの数は減少していても、支援が必要な家庭は増加傾向）
- 職員の人材育成（資格や研修受講の有無、現場経験が求められる）



今後これらの課題を解消していく取り組みが必要